

評議員の選任に関する規程

一般財団法人国際法学会評議員会

平成27年3月8日決定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人国際法学会（以下「当法人」という。）の評議員会による新評議員の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の意見の聴取)

第2条 評議員会は、新評議員の選任に先立ち、人選について、当法人の会員（自然人に限る。以下この規程において同じ。）の意見を聴取するものとする。

2 前項に定める聴取は、評議員改選の年度の前年度に開催される年次研究大会の開催期間中に、当該年次研究大会に参加した会員の5名以内の連記による無記名の意見表明によって行う。

3 評議員会は、第1項に定める会員からの意見聴取の実施要領の決定を代表理事に委嘱するものとする。

4 代表理事は、聴取した意見をとりまとめ、これを評議員会に提出する。

(被選任資格)

第3条 評議員会は、就任時に68歳を超える者を新たに評議員として選任することはできない。ただし、当法人の会員以外の評議員（以下「外部評議員」という。）についてはこの限りではない。

(専門分野等のバランス)

第4条 当法人は、国際法、国際私法及び国際政治・外交史の3つの専門分野の会員により構成されていることに鑑み、評議員の選任にあたっては、この3つの専門分野の評議員及び外部評議員のバランスに妥当な考慮を払うものとする。

2 前項の考慮を行うため、評議員会は、代表理事に対し、すべての会員が専門分野のいずれか一に属することの調査を委嘱することができる。

(評議員の選任)

第5条 評議員会は、第2条の規定により聴取した意見に妥当な配慮を払いつつ、新評議員を選任する。ただし、外部評議員の選任については評議員会会長の推薦に基づき評議員会において行うこととする。

2 評議員会は、評議員の欠員を補充する場合には、新たに当法人の会員の意見を聴取

することなく、補充する評議員を選任することができる。

(実施要領の代表理事への委任)

第6条 第2条第3項に定める場合を除き、評議員会は、この規程に基づく評議員の選任に関して必要な実施要領の決定を代表理事に委嘱することができる。

附則 この規程は、評議員会において決議された日から施行する。

2 評議員会は、第2条に定める会員の意見の聴取を、理事の選任に関する規程第3条に定める会員の意見の聴取と同時に行うことができる。この場合には、理事の人選と評議員の人選とを区別して意見の聴取をする。